

厚生労働大臣の定める揭示事項

医療法人群栄会 田中病院

令和 8 年 8 月 1 日

■入院基本料について

当院は「障害者施設等入院基本料（10 対 1）」の届出を行っております。

■入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに対する診療計画を策定し、7 日以内に文章によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

■入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養 1 の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に、食事を適時（夕食については午後 6 時以降）適温にて提供しています。

■基本診療料の施設基準等に係る届出

○電子的診療情報連携体制整備加算 3 ○初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準 ○歯科外来診療医療安全対策加算 1 ○歯科外来診療感染対策加算 1 ○障害者施設等入院基本料 ○診療録管理体制加算 2 ○電子的診療情報連携体制整備加算 2 ○特殊疾患入院施設管理加算 ○療養環境加算 ○精神科地域移行実施加算 ○精神科身体合併症管理加算 ○依存症入院医療管理加算 ○精神科慢性身体合併症管理加算 ○医療安全対策加算 2 ○感染対策向上加算 3 ○患者サポート体制充実加算 ○精神科救急搬送患者地域連携受入加算 ○地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 ○データ提出加算 ○特殊疾患病棟入院料 2 ○精神科急性期治療病棟入院料 1 ○精神療養病棟入院料 ○認知症治療病棟入院料 1

■入院時食事療養の施設基準等に係る届出

○入院時食事療養(I)

■特掲診療料の施設基準等に係る届出

○こころの連携指導料(II) ○歯科治療時医療管理料 ○在宅患者歯科治療時医療管理料 ○歯科訪問診療料の注 16 に規定する基準 ○CT 撮影及び MRI 撮影 ○脳血管疾患等リハビリテーション料(III) ○運動器リハビリテーション料(III) ○通院・在宅精神療法の注 8 に規定する療養生活継続支援加算 ○通院・在宅精神療法の注 9 に規定する心理支援加算 ○通院・在宅精神療法の注 11 に規定する早期診療体制充実加算 2 ○通院・在宅精神療法の注 13 の施設基準 ○精神科作業療法 ○精神科ショート・ケア「大規模なもの」 ○精神科デイ・ケア「大規模なもの」 ○精神科デイ・ナイト・ケア ○医療保護入院料等診療料 ○CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー ○医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術 ○クラウン・ブリッジ維持管理料 ○外来・在宅ベースアップ評価料(I) ○歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) ○入院ベースアップ評価料 28

■その他の施設基準等に係る届出

○酸素の購入価格の届出

■明細書の発行状況に関する事項

当院は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。

■保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、電話使用料、診断書料、証明書、紙オムツ代等については、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。（別掲料金表参照）